

平成十二年十一月十七日受領
答 弁 第 一 〇 号

内閣衆質一五〇第一〇号

平成十二年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 福 田 康 夫

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密保全体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密保全体制に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「秘密保全のための規則」は、防衛庁における秘密の保全を直接の目的として制定された規則を指すものと解されるところ、その名称、発簡番号及び制定年月日を公表することができるものは、別表のとおりである。

これらの規則のうち、公表することができない内容を含むものは、「誘導弾ターター装置の特別秘密保護要綱に関する通達」、「ナイキ及びホークの特別秘密保護要綱に関する通達」、「ナイキ及びホークの国内生産等に係る秘密保護について（通達）」及び「電子計算機システム保全技術基準について（通知）」の四件であり、公表することができない根拠となる法令は、いずれも自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十九条及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条である。

防衛庁における秘密の保全を直接の目的として制定された規則のうち、その名称を公表することができないものの件数は十五件であり、公表することができない根拠となる法令は、いずれも自衛隊法第五十九条及び国家公務員法第百条である。

二の1について

秘密保全に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百二号。以下「訓令」という。）における「関係職員」の定義については、訓令第二条第三項に定めるところ、防衛庁長官及び防衛政務次官は、同項第二号に規定する「管理者の職務上の上級者」に該当することから、訓令第六条に規定する「関係職員以外の者」に含まれることはないが、その他の防衛庁職員は、同条に規定する「関係職員以外の者」に含まれることはある。

二の2について

御指摘の場合においては、一般に、自衛隊法第四十六条第一項各号のいずれかに該当することとなると考える。

二の3について

訓令第十九条に規定する「関係者」とは、当該秘密を伝達又は送達したあて先たる官職を指すため、退職した者は含まれない。

二の4について

訓令第二十条の規定に基づき立入りを禁止された場所以外でも、秘密の知識又は文書、図画若しくは物件が取り扱われる場合はある。

二の5について

訓令第二十九条第二項に規定する「事務次官の定め」の内容については、これを明らかにすると他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるので、答弁を差し控えたい。

訓令第三十条第六項に規定する「官房長等（内部部局にあつては、官房長）の定め」については、海上幕僚長、航空幕僚長、統合幕僚会議事務局長、情報本部長、技術研究本部長、調達実施本部長及び防衛施設庁長官においては、同項に規定する電話等の方法以外の伝達方法をとることができる場合、その際に承認を得るべき者等を定めているが、官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長及び陸上幕僚長においては、定めていない。

三の1について

秘密の文書、図画又は物件の製作等を政府機関に委託するときの保全措置を定めた規則については、制定していない。

三の2について

訓令第二十六条に規定する委託時の調査については、原則として、委託の契約を行う官房長等が行うこととしている。

三の3の①について

「生物兵器への対処に関する懇談会開催運営要綱」（以下「運営要綱」という。）は、同懇談会の運営に必要な事項について防衛庁長官が定めたもので、法令ではないが、運営要綱第七にいう「秘密」とは、非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう。

三の3の②について

生物兵器への対処に関する懇談会の委員が運営要綱第七にいう「秘密」を他に漏らした場合の制裁については、定めていない。

四の1について

「取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）」（昭和五十六年三月二日防防調一第九百四十八号）に定める「取扱い上の注意を要する文書等」については、その送達、貸出し又は閲覧を記録す

ることとされていないこと、マイク・マンズフィールド研修計画の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との書簡の交換（平成八年外務省告示第四百七十六号）に基づいて各省庁等に配置されたアメリカ合衆国政府の公務員（以下「マンズフィールド研修員」という。）を防衛庁が受け入れた期間が数年に及んでいること等から、マンズフィールド研修員のうち防衛庁が受け入れた者に対して、配置先各課長等の厳格な管理の下でその内容を知らせた「取扱い上の注意を要する文書等」の個々具体的な名称等について、そのすべてを明らかにすることは困難である。

四の2について

マンズフィールド研修員は、部外者である研修員として、補佐的、補助的に事務にかかわるものであり、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わるものではないが、我が国の公務の実態等について理解を深めるため、受入先である各省庁等において業務の実際を体験する様々な機会が与えられているものである。防衛庁においても、こうした研修の趣旨をいかすために必要な場合には、「取扱い上の注意を要する文書等」のうち自衛隊法第五十九条に規定する「秘密」に該当しないものの一部について、配置先各課長等の厳格な管理の下、防衛庁が受け入れたマンズフィールド研修員に対してその内容を知らせるこ

とがある。

四の3について

防衛庁において、マンスフィールド研修員と同様、配置先責任者の管理の下で、部外者である研修員として、補佐的、補助的に事務にかかわる者に該当するものは、現時点では、防衛施設庁の業務等について理解を深めさせるために研修員として受け入れた地方公共団体の職員である。

当該研修員は、当該研修上必要な場合には、「取扱い上の注意を要する文書等」のうち自衛隊法第五十条に規定する「秘密」に該当しないもの的一部について、配置先責任者の厳格な管理の下、その内容を知らなければならない。

五の1について

現在、防衛庁職員のうち自衛隊法第五十九条に規定する守秘義務を負わない者は、防衛庁長官、防衛政務次官、防衛施設中央審議会、自衛隊離職者就職審査会、自衛隊員倫理審査会及び防衛施設地方審議会の各委員、防衛施設庁総務部の調停官並びに防衛施設庁労務部の職員である。

五の2について

御指摘のとおりである。

五の3について

御指摘の事案に関する捜査機関の取調べ等において、御指摘の秘密を明らかにできるか否かは、これを明らかにすることによって得られるべき公益と、守秘義務によって守られるべき公益とを個別具体的に比較衡量して決せられるものであり、一概には申し上げられない。

五の4について

御指摘の秘密については、一般に知られたわけではないため、非公知性が失われたとは考えていない。

六の1及び2について

御指摘の「漏えいした秘密」については、訓令第二条第一項に規定する「秘密」に該当しない。

六の3について

防衛庁においては、平成三年、日本電気株式会社に対し、文書により、嚴重に注意するとともに、再発防止に係る誓約書及び具体的な再発防止対策の提出を指示し、また、再発防止策が実施されるまでの間の取引の停止を通告した。なお、当該取引の停止については、平成三年四月一日から同年五月二十日までの

間実施した。

六の4について

御指摘の秘密については、一般に知られたわけではないため、非公知性が失われたとは考えていない。

六の5について

防衛庁においては、「契約企業における秘密保全の更なる徹底について（通達）」（平成十年十月六日防防調第五千二百九十九号）を発出した後、担当部局の職員が実地に検査するなどの方法により、防衛庁の契約企業における秘密保全体制の点検を行った。

七について

現在、防衛庁本庁において、部外者の立入りが可能な場所において、秘密の知識又は文書、図画若しくは物件が取り扱われる場合はある。

八について

防衛庁において秘密区分の指定を解除した文書等の公開については、引き続き検討してまいりたい。

別表

名 称	発 簡 番 号	制 定 年 月 日
防衛秘密の保護に関する訓令	昭和三十三年 防衛庁訓令第五十一号	昭和三十三年七月七日
秘密保全に関する訓令	昭和三十三年 防衛庁訓令第二百二号	昭和三十三年十一月十五日
誘導弾ターター装置の特別秘密保護要綱に関する通達	昭和三十五年九月三十日 次発防二第二百七号	昭和三十五年九月三十日
秘密保全に関する達	昭和三十六年十二月五日 防衛大学校達第十二号	昭和三十六年十二月五日
防衛秘密の保護に関する達	昭和三十六年十二月五日 防衛大学校達第十三号	昭和三十六年十二月五日
ナイキ及びホークの特別秘密保護要綱に関する通達	昭和三十七年五月二十八日 次発防二第百十五号	昭和三十七年五月二十八日
防衛施設庁における防衛秘密の保護に関する訓令	昭和三十八年 防衛施設庁訓令第二十九号	昭和三十八年七月十日
防衛施設庁における秘密保全に関する訓令	昭和三十八年 防衛施設庁訓令第三十七号	昭和三十八年十一月十四日
防衛秘密の保護に関する達	昭和三十九年六月十六日 陸上自衛隊達第四十一―三号	昭和三十九年六月十六日
ナイキ及びホークの国内生産等に係る秘密保護について(通達)	昭和四十三年五月二十八日 防防二第千三百六十一号	昭和四十三年五月二十八日
防衛秘密の保護に関する達	昭和四十三年十一月二十八日 航空自衛隊達第三十四号	昭和四十三年十一月二十八日
秘密保全に関する訓令及び防衛秘密の保護に関する訓令の一部改正について(通達)	昭和四十三年十二月五日 防防調第三千百九十二号	昭和四十三年十二月五日

防衛秘密の保護に関する達	昭和四十三年十二月十一日 技術研究本部達第四号	昭和四十三年十二月十一日
秘密保全に関する達	昭和四十三年十二月十一日 技術研究本部達第五号	昭和四十三年十二月十一日
秘密保全に関する達	昭和四十三年十二月十九日 陸上自衛隊達第四十一―二号	昭和四十三年十二月十九日
防衛秘密の保護に関する達	昭和四十三年十二月二十三日 海上自衛隊達第七十五号	昭和四十三年十二月二十三日
秘密保全に関する達	昭和四十三年十二月二十三日 海上自衛隊達第七十六号	昭和四十三年十二月二十三日
秘密保全に関する達	昭和四十三年十二月二十七日 防衛研修所達第五号	昭和四十三年十二月二十七日
秘密保全に関する訓令の実施要領について（通知）	昭和四十三年十二月二十七日 官総第千二百七十三号	昭和四十三年十二月二十七日
秘密保全に関する達	昭和四十四年四月一日 調達実施本部達第二号	昭和四十四年四月一日
防衛秘密の保護に関する達	昭和四十四年四月一日 調達実施本部達第三号	昭和四十四年四月一日
秘密保全に関する達の一部改正に伴う措置について（通達）	昭和四十七年十二月七日 防大総第七百九十三号	昭和四十七年十二月七日
注意文書等の取扱いに関する達	昭和四十八年十月二十九日 防衛研修所達第九号	昭和四十八年十月二十九日
統合幕僚会議事務局秘密保全に関する達	昭和五十五年九月二十二日 統合幕僚会議事務局達第三号	昭和五十五年九月二十二日
取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）	昭和五十六年三月二日 防防調一第九百四十八号	昭和五十六年三月二日

取扱い上の注意を要する文書等の表示について（通知）	昭和五十六年三月二日 防調一第九百四十九号	昭和五十六年三月二日
取扱い上の注意を要する文書等の取扱い要領について（通知）	昭和五十六年三月五日 官総第千十六号	昭和五十六年三月五日
取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）	昭和五十六年三月十日 防医総総第百二十二号	昭和五十六年三月十日
取扱上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）	昭和五十六年三月十七日 陸幕調一第七十四号	昭和五十六年三月十七日
取扱い上の注意を要する文書等の取扱い要領について（通達）	昭和五十六年四月八日 統局一第二百十四号	昭和五十六年四月八日
取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）	昭和五十六年四月十三日 海幕調一第千八百三十二号	昭和五十六年四月十三日
防衛施設庁における「取扱い上の注意を要する文書等」の取扱いについて（通達）	昭和五十六年四月十五日 施本第九百六十七号（CGG）	昭和五十六年四月十五日
取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）	昭和五十六年四月二十日 調本発総第千五百二十号	昭和五十六年四月二十日
取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）	昭和五十六年六月九日 空幕調一第二百四十二号	昭和五十六年六月九日
細断機、保管容器及び複写機の使用、配置等に関する基準について（通達）	昭和五十六年八月二十日 防防調一第四千二百三号	昭和五十六年八月二十日
秘密保全に関する達	昭和五十七年一月五日 航空自衛隊達第一号	昭和五十七年一月五日
秘密保全に関する達	昭和五十七年五月一日 防衛医科大学校達第七号	昭和五十七年五月一日
秘密物件等を保管する保管施設の構造に関する基準について（通達）	昭和六十三年三月二十五日 防防調一第千六百七十六号	昭和六十三年三月二十五日

自衛隊の秘密物件等保管施設設計要領について(通達)	昭和六十三年七月二十九日 施本建第三十八号(CCP)	昭和六十三年七月二十九日
ワープロ等の取扱いにおける秘密保全要領について(通達)	昭和六十三年十一月二十六日 統局一第九百十四号	昭和六十三年十一月二十六日
秘密に係る施設の建設工事について(通知)	平成三年一月二十八日 施本建第十一号(CCP)	平成三年一月二十八日
秘密に係る施設の建設工事実施細則について(通知)	平成三年一月二十八日 施本建第十二号(CCP)	平成三年一月二十八日
取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて(通達)	平成三年二月二十八日 技総第十二号	平成三年二月二十八日
ワープロ等の取扱いにおける秘密保全要領について(通達)	平成八年三月十五日 陸幕調一第三十八号	平成八年三月十五日
情報本部秘密保全に関する達	平成九年一月二十日 情報本部達第五号	平成九年一月二十日
ワープロ等の取扱いにおける秘密保全要領について(通達)	平成九年一月二十日 情本総第八号	平成九年一月二十日
取扱上の注意を要する文書等の取扱いについて(通達)	平成九年一月二十日 情本総第九号	平成九年一月二十日
秘密電子計算機情報の保全及び注意電子計算機情報の取扱い要綱について(通達)	平成十年六月二十四日 防防調第三千五百一号	平成十年六月二十四日
「秘密電子計算機情報の保全及び注意電子計算機情報の取扱い要綱について(通達)」の運用について(通知)	平成十年六月二十四日 防調第三千五百二号	平成十年六月二十四日
電子計算機システム保全技術基準について(通知)	平成十年七月三十一日 運指第四千百九十三号	平成十年七月三十一日